

平成17年8月2日

作業員の負傷について

平成17年8月1日午前11時26分頃、運転中の6号機廃棄物処理建屋*地下2階にて、弁の分解点検作業を実施していた協力企業作業員が、点検に伴い弁駆動部を作動させた際、誤って弁駆動部とその支えとの間に左手の中指と薬指を挟み、負傷しました。このため、業務車にて病院へ搬送しました。

診察の結果、左手中指骨折および薬指裂傷（挫創）で通院加療が必要と診断されました。

今後、協力企業に対して本事例を周知し、注意喚起いたします。

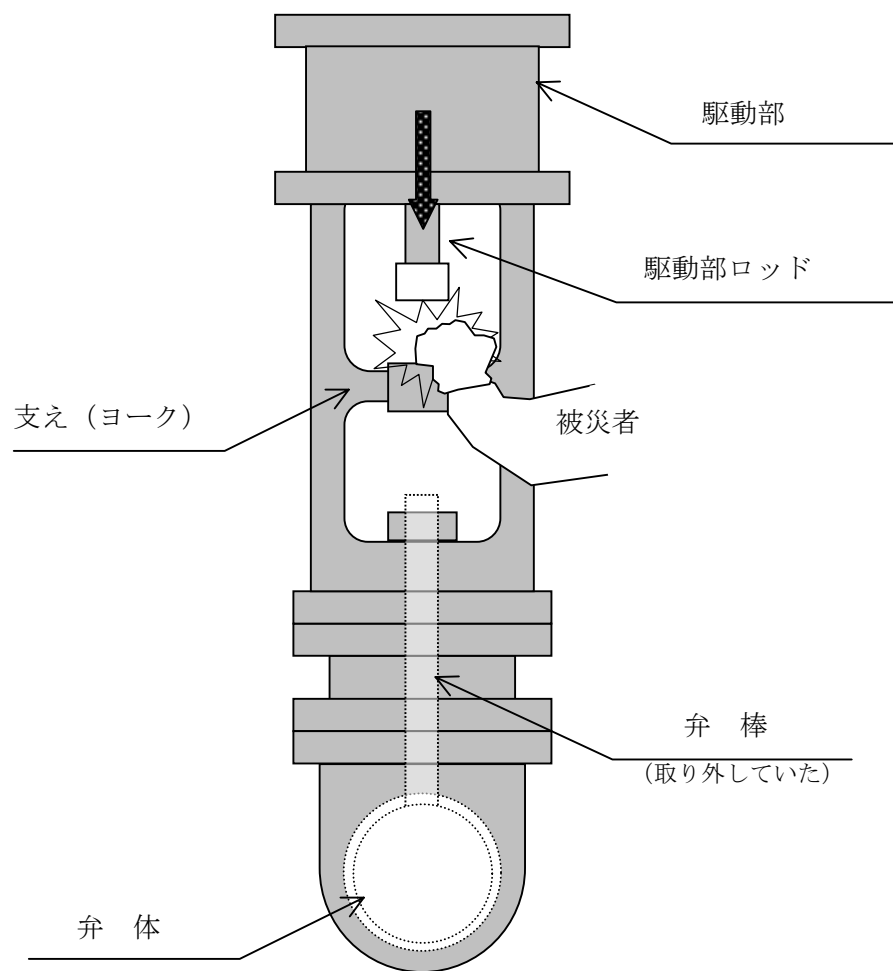
なお、放射性物質による汚染はありません。

以上

* 廃棄物処理建屋

放射性廃棄物を処理する設備を収納する建物で、原子炉建屋と隣接している。

これは「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成15年11月10日お知らせ済み）における区分Ⅲの事象として、前日に発生した不適合事象を公表しているものです。



発生状況図